

平成20年12月26日
農 林 水 産 省

平成20年11月5日に混入を確認したアメリカ産うるち精米の異物について

平成20年11月5日に「カビ状の異物」が発見された政府が保有しているアメリカ産うるち精米（11月14日公表）について、カビ状異物の分析・鑑別を行うとともに、政府が同一本船により輸入し、保有しているアメリカ産うるち精米（9,688トン）について移動を凍結し、アフラトキシン及びオクラトキシンの検査を行った。

その結果、アフラトキシン及びオクラトキシンは検出されなかったため、本日付けをもって移動の凍結を解除した。

また、「カビ状の異物」の混入を確認した米穀については、焼却処分を行うこととしている。

お問い合わせ先

総合食料局食糧部消費流通課

代表 03-3502-8111

内線 4236

直通 03-6744-2079

担当 堤